新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　8年　10月　2日

新潟市長　中原八一

新潟市条例第　40号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成１６年新潟市条例第９５号）の一部を次のように改正する。

別表第２新潟市寄居コミュニティハウスの項位置の欄中「新潟市中央区西大畑町６１７番地」を「新潟市中央区東大畑通２番町３７６番地８」に改め、同項施設の欄中「多目的ホール、和室、会議室、茶室、老人憩のフロアー」を「会議室、コミュニティルーム、多目的ホール」に改める。

別表第４のうち４４の表を次のように改める。

４４　新潟市寄居コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
会議室１	１時間につき	２００
会議室２	１時間につき	２００
コミュニティルーム	１時間につき	３００
多目的ホール１	１時間につき	３００
多目的ホール２	１時間につき	３００

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１０月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　新潟市寄居コミュニティハウスの施設に係る行為のうち、次に掲げる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

（１）　指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し

（２）　指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為

（３）　利用者が行う利用の取止めの申出

（４）　前３号に関し必要な手続

（５）　前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為